



芽室町いじめ防止基本方針

～かけがえのない存在である子どもたちが、元気で明るく学び、
健やかに成長していくことができるようするために～

平成 26 年 7 月
芽室町教育委員会
(令和 7 年 7 月改定)

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめ防止等の基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止等のための基本施策

第2章 いじめの防止等のための施策

- 1 芽室町いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 2 芽室町いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 3 芽室町いじめ等問題対策委員会（仮称）の設置
- 4 教育委員会の取組

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
- 2 調査の報告を受けた町長による再調査及び措置

第5章 その他

はじめに

いじめは、絶対に許される行為ではありません。いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるという認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

これまでも、各学校においていじめの未然防止や早期発見、早期対応など、いじめ根絶を目指して様々な取組がなされていますが、いじめ問題への取組は、これで大丈夫ということはありません。

いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関する課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、国は平成25年6月「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」を成立させ、平成25年10月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

これを受け、芽室町ではその内容を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組を学校・家庭・地域・関係機関の共通認識のもと、一体となって進めるとともに、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「芽室町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定しました。

このような中、北海道いじめ防止基本方針の一部が令和5年3月に改正され、さらに、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改定されたことから、町基本方針の一部を改定し、かけがえのない存在である子どもたちが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、より一層のいじめ防止等の対策に取り組んでまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめ防止等の基本理念

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で、児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう取り組んでいくこととする。

ア いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという認識の下、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒に理解を深めなければならない。

ウ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、社会総がかりでいじめ問題の克服を目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

ア いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

ウ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒がいじめを受けた児童生徒としてだけでなく、いじめを行った児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

エ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

オ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童生徒、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめ防止等のための基本施策

(1) いじめの未然防止

学校は児童生徒の様子や学級・学年等の状況を把握し、すべての教職員が児童生徒の内面理解に努め、その変化に敏感であることが大切である。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、互いに認め合い、支え合い、助け合う、いじめを許さない学級や学校づくりをあらゆる教育活動を通じて取り組むことが大切である。

保護者は、児童生徒が、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを理解し、児童生徒の日々の表情や行動等を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。そして、児童生徒を徹底して守り抜く姿勢といじめを容認しない強い意志を示し、いじめに気付き、いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡することが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことをよく認識し、児童生徒の行動の変化を、学校、家庭、地域社会等が連携し総力で察知に努めが必要である。そのため、集団の中で配慮を要する児童生徒に気付き、些細な言動から心の訴えを敏感に感じ取れる感性を高めることが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめの兆候を確認した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられた児童生徒、いじめを知らせてくれた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめの事実確認は、いじめられた児童生徒、いじめたとされる児童生徒から経過や心情などを聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者、第三者などからも詳しく情報を収集し正確に把握する。この場合、事実確認や保護者の対応は、複数の

教職員で行うなど、管理職の指示のもとに教職員間の組織的な連携と情報共有を行うことが大切である。

(4) 家庭・学校・地域・関係機関の連携

地域全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が必要である。

児童生徒の教育は、家庭や保護者の果たす責任も大きく、規範意識などを養う指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、共通理解に立ち連携して取り組むことが必要である。

また、いじめに関係した児童等に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関や警察との適切な連携が必要であり、担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2章 いじめの防止等のための施策

1 芽室町いじめ防止基本方針の策定及び見直し

町は、法第12条に基づき、町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針「芽室町いじめ防止基本方針」を定め、内容を変更したときはホームページ等において公表する。

2 芽室町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携を一層図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される、「芽室町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）は、芽室町要保護児童対策地域協議会代表者会議をもってこれに充て、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るものとする。

3 芽室町いじめ等問題対策委員会（仮称）の設置

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「芽室町いじめ等問題対策委員会（仮称）」（以下「対策委員会」という。）を設置することができるものとする。また、必要に応じて調査を行うほか、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関とし

て当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

4 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

- ア 教育委員会が提唱する「3つの心運動（あいさつ・親切・美化）」の推進によって、児童生徒の言葉遣いや時間の遵守など、生活やきまりの大切さを理解させるとともに、児童生徒が共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育を推進する。
- イ 児童生徒や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、スクールライフアドバイザーを配置し、教育相談を実施するとともに相談体制の充実を図る。
- ウ 「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定している町として、児童生徒の人権意識の向上を図るため、町と連携し、各学校において教育活動全体を通じて、想像力や共感的に理解する力などを総合的にバランスよく培う。
- エ 児童生徒アンケート調査や教育相談、学校風土調査等などアセスメントをもとに、エビデンスのある指標を参考しながら「魅力ある学校づくり」を推進することにより、いじめの未然防止につなげる。
- オ インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐため、各学校において情報モラル教育の充実を図るほか、保護者などとの連携の下、家庭におけるルールづくり等の重要性などの啓発推進に努める。
- カ 児童生徒の小さなサインであっても見逃さないよう、日常的な観察方法やカウンセリングの技法等を用いた教育相談の在り方や対応力などの向上を図るため、各学校における校内研修の充実への働きかけをする。
- キ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- ク 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
- ケ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- コ 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。

- サ 児童生徒や保護者、教職員に対して、法の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。
- シ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ス いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。
- セ 学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ソ 設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう、指導、助言を行う。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの実態把握や早期発見、早期対応などをするために、全校の児童生徒に対して、「いじめアンケート調査」を年2回以上実施する。なお、北海道教育委員会が実施している調査をもってかえる。
- イ 教育委員会が設置するスクールライフアドバイザーによる教育相談を実施するとともに、相談窓口を周知する。
- ウ 設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し、道に報告する。

(3) いじめの早期対応

- ア 教育委員会は、法第23条第1項に基づき学校や児童生徒からの相談に応じる者及び保護者からいじめの報告を受けたときは、町基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめ事実の確認や早期解消に向けた迅速な対応等に関し、必要な指導・助言を行う。
- イ いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発防止のため、教育委員会が設置するスクールライフアドバイザーを派遣するなどの必要な支援のほか、聞き取りや調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けて迅速な対応を進める。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条、第 49 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定 22 に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続に従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

エ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

（4）警察等と連携したいじめ問題への対応

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察・法務局・児童相談所・医療機関等に相談・通報し、連携して対応する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第 13 条の規定に基づいて、国及び道、町基本方針を参考に、実情に応じ、自校におけるいじめ防止等の取り組みについて、校内組織の在り方、基本的な考え方、取り組みの内容等について、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公表するものとします。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

各学校は、法第 22 条に基づいて、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、既存組織の活用を図るなど、「学校いじめ対策委員会」を設置します。当該組織は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員や外部有識者などによって組織し、いじめ防止等への組織的対応の中核として機能するよう、校長が学校の実情に応じて定めるものとする。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修を行い、いじめの対応力の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、児童生徒に対し全校集会や学級活動などで、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。
- イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実、児童生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努める。
- ウ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を通して、組織的ないじめの早期発見に努める。
- イ 学校風土調査等のアセスメントを通して、学校の状況を見る化し、安心して学ぶことのできる魅力ある学校づくりを推進する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の実施を通して、児童生徒又は保護者が発信できる機会を積極的に設け、いじめの早期発見を推進する。
- エ ネットパトロール等の実施を行い、いじめの早期発見に努める。
- オ 早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

(3) いじめの早期対応

- ア いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。
- イ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、加害側児童生徒には、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ対策委員会が、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取る。
- エ 事実確認の結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害側・加害側児童生徒の保護者に連絡し、解決に向けた学校の取組などに理解と協力を求める。

オ いじめの対処については、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、外部有識者等による指導・助言を得るとともに、教育委員会へ報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察署に通報し援助を求める。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対して定期的な調査を行うとともに、個別面談や児童生徒の実情に応じ必要な措置を講じる。なお、これらの調査や措置は、児童生徒が義務教育に在籍期間中は記録として保存する。教職員は、保護者等との連絡を緊密にしながら、教職員間で連携して、児童生徒の変化に気付くための配慮をしなければならない。校長は、教職員がいじめに気付いたとき、若しくは児童生徒又は保護者・関係機関等からいじめの訴えがあったときは、速やかにいじめ対策委員会において情報共有を図り、いじめの問題解決に向けた、指導・支援の体制・対応方針について決定し、学校全体で適切かつ迅速に対処する。

4 その他留意事項

(1) 学校評価

学校評価において、いじめ防止等の対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように努める。

(2) 家庭や地域との連携

学校基本方針等について、保護者や地域の理解を得ることで、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通して家庭や地域との連携協力を図る。

(3) 個人情報の保護

いじめ対策委員会に携わる外部有識者等は、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供又は開示してはならないこととする。なお、いじめ対策委員会から退いた場合も同様とする。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項及び第2項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

⇒ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⇒ 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。報告を受けた教育委員会は、速やかに、町長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。調査の主体は、学校又は教育委員会が行うこととし、事案の特性等を踏まえ、その判断は教育委員会が行う。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処する。

(4) 調査を行う組織

調査を行う組織は、学校にあっては「学校いじめ対策委員会」が、教育委員会にあっては、「対策委員会」が行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ、誰から行われ、どのような様態であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなど」の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟への対応を直接目的とするものではないことは言うまでもなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明するとともに、町長へ報告する。

(7) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

上記調査等をもとに、必要に応じて警察と連携して対応する。

2 調査の報告を受けた町長による再調査及び措置

いじめに係る重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。町長が再調査を行った場合は、その結果を町議会に報告しなければならない。

第5章 その他

教育委員会は、町基本方針が実情に即しているかどうか適宜点検し、必要に応じて見直す。

芽室町いじめ防止基本方針
平成26年 7月 策定
令和 7年 7月 一部改訂